

第 591 回琵琶湖海区漁業調整委員会結果概要

◎第 591 回琵琶湖海区漁業調整委員会を開催しましたので、概要をお知らせします。

開催日時 : 令和 4 年 9 月 27 日 (火) 14:00 ~ 15:30

開催場所 : 大津合同庁舎 7 A 会議室

出席者 : 委員 6 名、水産課 2 名、水産試験場 1 名、事務局 5 名

(1) 諮問事項

漁業許可の制限措置および申請期間について

・水産課より、小型機船底びき網漁業（手繰第 1 種漁業）の追加公示について説明があり、異議無く同意することとなりました。

(2) 協議事項

ビワマス遊漁にかかる委員会指示について

・水産試験場によるビワマスの資源状況についての説明と、水産課より R4 - 5 シーズンのビワマス遊漁制度にかかる委員会指示についての説明があり、異議無く同意することとなりました。

・委員から、漁業者は経済的にも負担してビワマス増殖事業に取り組んでいるのに、遊漁者は承認されれば何の負担もなくビワマス資源を利用できることについて不公平感があるとの意見があり、申請時に何らかの方法で料金を徴収してはどうかと提案がありました。それに対し、水産課からは漁業法の中で遊漁者から料金を徴収することが明確に認められているのは第 5 種共同漁業権に基づく遊漁料のみであり、漁業法に基づいて放流経費を徴収することは難しいと回答がありました。また、賛同者からの協力金という形で遊漁者に経費を負担いただいた場合に出てくる調整上の課題も含め、負担の在り方について委員会で議題として検討できるよう論点を整理する必要があるとの意見もありました。

・プレジャーボート使用者について、申請が 1900 件に達した日までに受け付けた数以内とすることについて、委員から適切な承認数について議論が必要なのではないかと意見がありました。それに対し水産課からは、現状ビワマスの資源量に対し採捕量は適切な利用の目安と考えられる水準であり、漁業者の漁獲の状況と遊漁船業者の採捕の状況は概ね横ばいであるのに対し、プレジャーボート使用者の増加が顕著であるため、これ以上の増加を抑制したいとの回答がありました。また、来年度以降は漁業の資源管理と合わせ、新しい制度を作り上げていきたいと説明がありました。

・保持（キープ）および持ち帰ることができるビワマスの数は 5 尾までという新しい制限について、委員から実際には現在の持ち帰り 5 尾制限や、遊漁期間の制限も守っていない人がいるのではないかと、取り締まり状況について質問がありました。それに対し水産課からは、今までは船上で 5 尾以上を保持していても、持ち

帰るのは5尾であると主張されるとそれ以上の取締はできなかったが、今回のルール変更でより実効性のある取締を行うことができるとの回答がありました。また、プレジャーボート使用者の遊漁期間外である7～9月の取締状況について説明がありました。

(3) 報告事項

(1) アユ資源の状況について

- ・ 水産試験場より、本年の第2次アユ産卵調査の結果、例年より産卵数が少ないが、春先から成長が遅れているため今後産卵数が増えていくと予測されると説明がありました。
- ・ 委員からは、第3次調査の結果には期待が持てる状況なのか質問があり、試験場からは姉川は濁りが強いが、その他の河川にはアユが高密度にいて水の状態も良いことから、産卵数に期待をしていると回答がありました。また、産卵数が多すぎてもアユが大きく育たないと説明がありました。